



「げんげん運動」推進モデル地区を指定しました

■ お問い合わせ先
町健康づくり課（担当・関口）
☎ 32-3111



↑左からモデル地区に指定された日向区・河原市区・丹生区

6

月4日に、「げんげん運動」の推進モデル地区を指定しました。

「げんげん運動」とは、適正な塩分摂取（減塩）とバランスの取れた食事（減量）による、食生活から始める健康づくり運動です。（関連記事18頁）

指定したのは、日向区、河原市区、丹生区の3地区で、期間は平成25年6月～平成27年3月31日までです。

① 保健師、栄養士等による
主な活動内容は

- ② 個別相談及び指導
- ③ 通年の健康講座（健診結果分析・食生活・運動・保健指導等生活習慣改善に関する講座・実習・記録）
- ④ 地区での集団健診の実施
- ⑤ 区民対象研修会の開催となります。

今回指定した3地区は、地区の行事も盛んで、若い世代から活気があるということ、また生涯現役で働く人も多くいることから、活気ある活動の展開が期待できるとして、選定しました。

町では、このモデル地区の取り組みを通して、町全体に「げんげん運動」が広がることを期待しています。

町民1人1人が取り組む「げんげん運動」実行目標

- ★ 年1回検診を受ける
- ★ 自分に適性な量の食事を摂る
- ★ 減塩の食事をする
- ★ 朝・昼・晩1日3食よく噛んで食べる
- ★ 間食は食べ過ぎない
- ★ 油や脂肪を控える
- ★ 毎食、手のひら1杯の野菜を食べる



不審者注意喚起看板が贈呈されました

■ お問い合わせ先
町学校教育課（担当・加茂）
☎ 32-6708

6

月3日に、敦賀地区防犯隊連合会より、町内小中学校8校へ「不審者注意喚起看板」が贈呈されました。

この看板は、「変だな？見たり聞いたらすぐ110番不審者・ちかんに注意」と記載されており、敦賀署管内で不審者による声掛け事案が多発していることから、美浜町だけでなく、敦賀市と旧三方町の各小中学校へも贈呈されました。

看板の贈呈は、東田仁幸町防犯隊長から行われ、

「町防犯隊のパトロールと併せて、効果を発揮したい」と話されました。

また、代表して目録を受けた大同教育長は、「各学校の周辺に看板を立て、子どもたちに注意を呼びかけた」と話していました。



↑縦 170cm × 横 30cm の注意喚起看板

ご存知ですか？ J R小浜線利用促進助成

町では、J R小浜線の利用促進を図るため、回数乗車券を購入いただいた方や団体旅行を実施された方に対して費用の一部を助成しています。

ぜひ、このお得な助成事業をご利用ください。



今年度も実施！ 夏休み親子旅行助成

夏休み！親子で行ってらっしゃい

対象期間 7月1日(月)～9月30日(月)

対象旅行

J R美浜駅で発行するJ R切符を購入して、J R小浜線を利用した親子旅行。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、原則として助成対象となりません。

- ①親子旅行の変更・中止等により切符の払い戻し等を受けた場合
- ②各地区子ども会等の団体主催による親子旅行

対象者

J R切符を購入した時点で、次のすべての条件を満たす方

- ①本町に住所を有する親子。(親子旅行には中学生以下の者が1人以上含まれていること)

※親子とは、子どもの親に限らず祖父母等3親等以内の親族を含む。

- ②美浜駅または東美浜駅を始点または帰点としたJ R切符であること。
- ③町税等に滞納がないこと。

助成額

J R切符購入費の3分の2(限度額10,000円)を助成します。
※助成は、1世帯1回限りとする。(子どもと別世帯の親族とが旅行した場合も1世帯とする)

助成件数

原則として先着40組とします。

申請方法

- ①J R美浜駅で切符を購入した際に、J R美浜駅に備え付けの申請書兼請求書に販売証明を受けてください。
- ②親子旅行実施後20日以内に町企画政策課へ申請書兼請求書を提出してください。

回数乗車券の助成

□対象者

- ・町内に住所を有する方、または町内の事業所等に勤務する方
- ・町税等に滞納がない方

□条件

美浜駅で小浜線区間を利用する回数乗車券を購入した場合

□助成額

回数乗車券の10%
※限度額は、1回の購入につき1人あたり1,000円

団体旅行の助成

□対象者

団体旅行助成の申請者が町内に住所を有していること、または町内の事業所等に勤務していること。

□条件

美浜駅で小浜線区間を利用する8人以上の団体切符を購入した場合

□助成額

J Rの団体割引後の20%
※限度額は、1人あたり片道400円

学生団体等の助成

町内の保育園・小学校・中学校の学校行事や部活動等で、J R小浜線区間の運賃を全額助成します。

※お問い合わせ先

町企画政策課(担当:大道)

☎ 32-6701

